

Harmony通信

vol.188
2020.10

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



ツツドリ photo by 花鳥様

「副業」実態調査～「エン転職」ユーザーアンケートより～

エン・ジャパン株式会社が運営する総合転職支援サービス『エン転職』（<https://employment.en-japan.com/>）上で、ユーザーを対象に実施した「副業」についてのアンケート結果が公表されました。

◆副業希望者

「現在、副業を希望していますか？」と伺ったところ、49%が「希望している」（非常に希望している：24%、やや希望している：25%）と、昨年より8ポイントアップしました。「現在お勤めの会社では、副業は認められていますか？」と伺うと、27%が「認められている」と回答。約半数が副業を希望する一方、容認していない企業が多いことがうかがえます。

◆副業の希望理由

副業希望者に、希望する理由を伺ったところ、昨年の本調査と同様に「収入を増やしたい」（88%）が最多でした。「失業したときの保険」は22%と、昨年より8ポイント増加。新型コロナウイルス感染拡大以降、将来の仕事に不安を抱く方が多いことがうかがえます。

◆副業の経験

副業経験の有無を伺ったところ、34%が「経験がある」（現在している：12%、過去に経験がある：22%）と回答しました。昨年と比較すると、2ポイントの上昇。副業経験がある方に経験してよかったことを伺うと、第1位は「副収入が得られた」（82%）でした。副業に期待する収入増が実際に叶った方が多いことが分かりました。ほかにも、「人間関係が広がった」（30%）「知見・視野が広がった」（30%）という回答が目立ちました。中には「コロナ禍で出勤ができず、知人に紹介してもらい在宅でできる副業を始めた」と新型コロナウイルスの影響が伺える回答もあります。

◆副業で不安なこと

副業の不安を伺ったところ、第1位は「手続きや税金の処理が面倒」（52%）でした。「20万円以上稼いだので確定申告が面倒くさかった」（28歳女性）、「本職ですら、怪我した時に労災をめぐってトラブルになったから」（35歳女性）など、副業をする上で必要な対応や制度理解を懸念に感じている方が多いようです。

第2位は「本業に支障が出そう」（37%）でした。「現在の会社では副業は難しいので、もしやるとしたら会社バレが怖いです」（31歳女性）「今の会社では具体的に副業可能か記載がなく、また副業可能かどうか聞くことで、転職の気があるか悟られないかが不安です」（27歳女性）など、本業の職場での印象や変わらず成果を出し続けられるか不安な方が多いことが分かりました。

第3位は「過重労働で体調を崩しそう」（36%）でした。「今の仕事で精一杯です。日曜日しか休みがないので副業は考えたこともありませんでした」（23歳女性）など、本業と副業のスケジュール調整、労働時間のバランスを不安視していることがうかがえます。

編集後記

芸術の秋ですね。コロナの影響で、各種イベントについては、開催を見送られているものが多数ありますが、混雑を回避するために入場制限をかけたり、様々な配慮をしながら、実施している催事も徐々に出てきているようです。さて、仙台市青葉区川内にある宮城県美術館、こちらでは11/1まで東山魁夷 唐招提寺御影堂障壁画展を開催中です。こちら的美術館は展示物のみならず、建物と建物を取り囲む庭、川内周辺の景色に至るまで、佇まい全てを芸術作品として堪能することができます。今年は、オンラインが大活躍の年となりましたが、実物を目の前にする感動、肌に触れる空気感、風がどこからか運んでくる花や野草の香りなど、そこに居るからこそ何気ない癒しが、心の栄養となり得るのではないかと思います。「感染対策を十分にとる」ことが大前提ではありますが、この秋、五感で感じる芸術に触れてみたいですね。

TOPICS

■中途採用比率の公表が来年春スタート

◆中途採用比率の公表

来年度から、企業は自社の中途採用比率を公表することとされました。

これは、政府が進める求職者と企業側のニーズのマッチング、新卒一括採用の見直し、就職氷河期世代や高齢年齢層の中途採用の拡大を反映した施策です。

9月に開かれた厚生労働省の労働政策審議会で、内容について「おおむね妥当」との答申が行われ、内容がほぼ固まりました。令和3年4月1日から施行とされていますので、対象となる企業では準備を進めておく必要があります。

◆公表の方法

対象は、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業です。対象企業は、「雇い入れた通常の労働者及びこれに準ずる者」に占める、いわゆる中途採用者の数の割合を、

- ・おおむね1年に1回以上、
- ・公表日を明示し、
- ・直近の3事業年度分の実績について、
- ・インターネットなど、求職者等が容易に閲覧できる方法で、

公表しなければならないとされています。

ここでいう「通常の労働者に準ずる者」とは、短時間正社員のことです。短時間正社員とは、さらに具体的には、期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるもの、です。

◆今後の情報に注意

自社ホームページの採用情報のページに掲載し公表するのがわかりやすいかと思われそうですが、具体的な明示の仕方などは、追って厚生労働省から案内されると思いますので、対象となる企業は今後の情報に注意しておきましょう。

また、特定求職者雇用開発助成金などの利用も併せて検討できるかもしれません。

■障害者雇用率の引上げ時期を令和3年3月1日とする改正政令が官報に公布されました

これは令和3年1月1日に予定されていた障害者の法定雇用率（障害者雇用率）の2.2%から2.3%への引上げについて、令和3年3月1日とするものです。

Harmony通信 2020.10

#発行：2020年10月10日

#編集・構成：合同会社Melody

 Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

